

## ～令和元年 新消費税法の適用に際して～

令和元年 10 月 1 日より消費税率の現行 8%から 10%への引き上げが予定されております。  
本ファームニュースでは消費税率の引き上げに伴う実務上の取り扱いについてご紹介します。

## 1. 消費税率の変更日の取り扱い

今回の消費税法の改正により、軽減税率が適用される場合を除き、原則として 10 月 1 日午前零時以降に行われる取引には新税率が適用されることになります。

この午前零時の税率変更については、棚卸資産の譲渡の時期を規定した消費税法基本通達 9-1-2(棚卸資産の引渡しの日)の判定)を参考にすると、24 時間営業のコンビニや飲食店などで 10 月 1 日午前零時から売上の締め時刻までの売上を 9 月 30 日分として旧税率 8%で処理することも認められるものと考えられます。

ただし、この場合には以前から継続して事業者が設けた合理的な締め時刻により売上計上処理を行っていることが必要となります。

「消費税法基本通達 9-1-2」の規定は次のようになっています。

棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、**事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日**によるものとする。この場合において、当該棚卸資産が土地又は土地の上に存する権利であり、その引渡しの日がいつであるかが明らかでないときは、次に掲げる日のうちいずれか早い日にその引渡しがあったものとするができる。

- (1) 代金の相当部分(おおむね 50%以上)を受受するに至った日
- (2) 所有権移転登記の申請(その登記の申請に必要な書類の相手方への交付を含む。)をした日

## 2. 税率変更日前後の取引

「取引が行われた日」が令和元年 10 月 1 日の新消費税法の施行日以後となる取引については、新税率の 10%が適用されることとなります。具体的には下記のような取り扱いとなります。

○ 施行日の前日までに締結した契約に基づき行われた取引

⇒施行日以後に行われる取引については新税率(10%)が適用されます。(ただし、後述する経過措置の適用がある場合を除きます)

役務(サービス)の提供を行う場合の、取引が行われた日については、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされています(消費税法基本通達 9-1-5)。

よって、たとえ契約日が施行日の前であったとしても、上記の取引が行われた日が施行日以後とな

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.51 Aug'19**

るものについては、原則として新税率（10%）が適用されることとなります。

- 施行日の前日以前に仕入れた商品を、施行日以後に販売した場合  
⇒商品の販売時期については当該商品の引渡しの日により判定されます。よってこの場合の商品の販売取引については新税率（10%）が適用されますが、商品の仕入取引については旧税率（8%）の取引として取り扱うこととなります。

ただし、こうした原則通りに消費税率を引き上げることが明らかに困難と認められる取引については、前回の消費税率の引き上げ時と同じく経過措置が設けられています。

### 3. 経過措置の概要

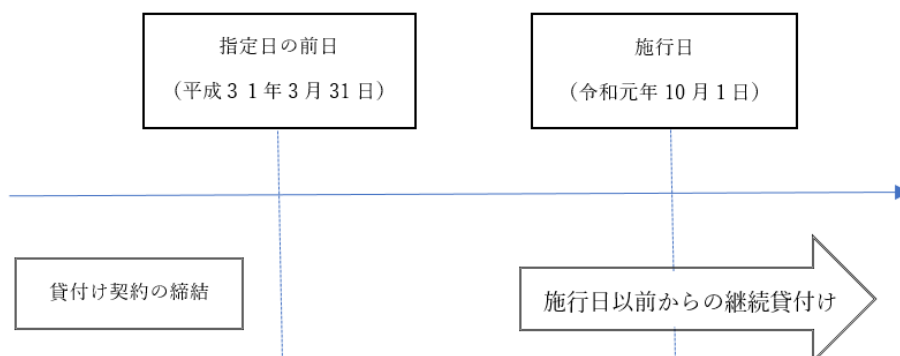
新消費税法施行日の前後において行われる取引については、その取引金額を決定するタイミングで、取引の行われる日が施行日後になるかどうかを予見し難く、正確な消費税額を含めた対価を定められない場合などを考慮し、様々な経過措置が設けられています。ここでは国税庁ホームページのQ&Aから、いくつかご紹介します。

- 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

今回の改正に係る指定日として「平成31年4月1日」が定められています。

この**指定日の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき**、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「(1) 及び (2)」又は「(1) 及び (3)」に掲げる要件に該当するときは、当該資産の貸付けには旧税率（8%）が適用されます。

- (1) 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の**対価の額が定められていること**。
- (2) 事業者が事情の変更その他の理由により**当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと**。
- (3) 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも**解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと**、並びに、当該貸付けに係る**資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち**に当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が**100分の90以上**であるように当該契約において定められていること。



## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.51 Aug'19

この場合の「対価の額が定められている」とは、契約により期間中の対価の額の総額が具体的な金額として定められている、又はその総額が計算できる具体的な方法が定められている場合をいいます。また、自動継続条項のある契約で、解約する場合の申出期限が定められている場合には、その申出期限ごとに新たな契約が締結されたものとして判定することとなります

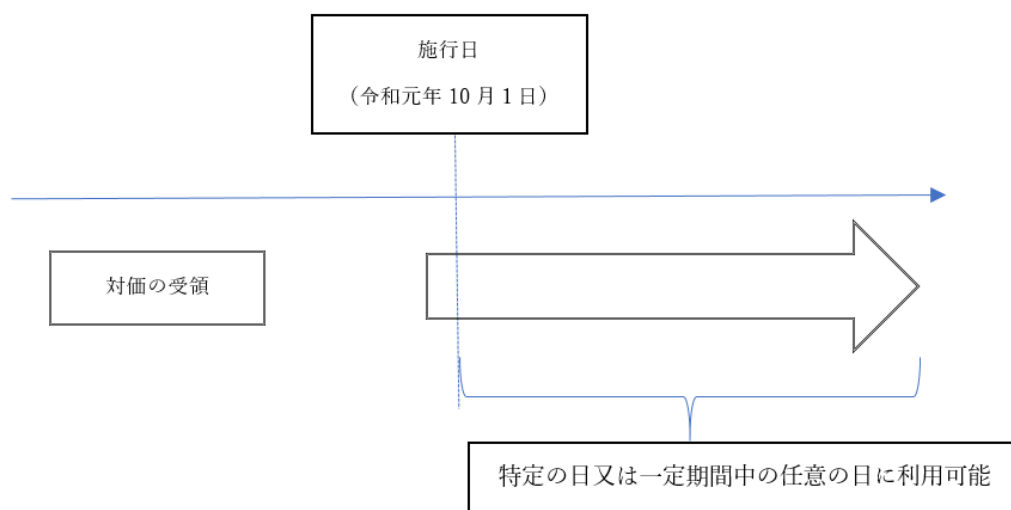
### ○ 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金については**施行日の前日（令和元年9月30日）までの間に入場料金等の対価を領収**していれば、施行日以後に、入場券等の利用を行っていたとしても、旧税率（8%）が適用されます

この経過措置の適用対象となる旅客運賃等の範囲は、以下のとおりです。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃（料金を含む。）
- ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場への入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものへの入場料金

この場合の「入場料金を領収する」とは、前売指定席券や前売乗車券などのように施行日以後の特定の日、又は回数券のように施行日以後を含む一定の期間の任意の日に利用できる入場券等を施行日の前日以前に販売する場合が該当します。



なお、この規定は乗車券等が発行されているかどうかを問わないため、チケットレスサービスによる乗車券等の場合にも経過措置の適用があります。一方で、ICカードに現金をチャージしたのみでは、乗

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.51 Aug'19**

車券等を販売したことにならないため、経過措置の適用はありません。

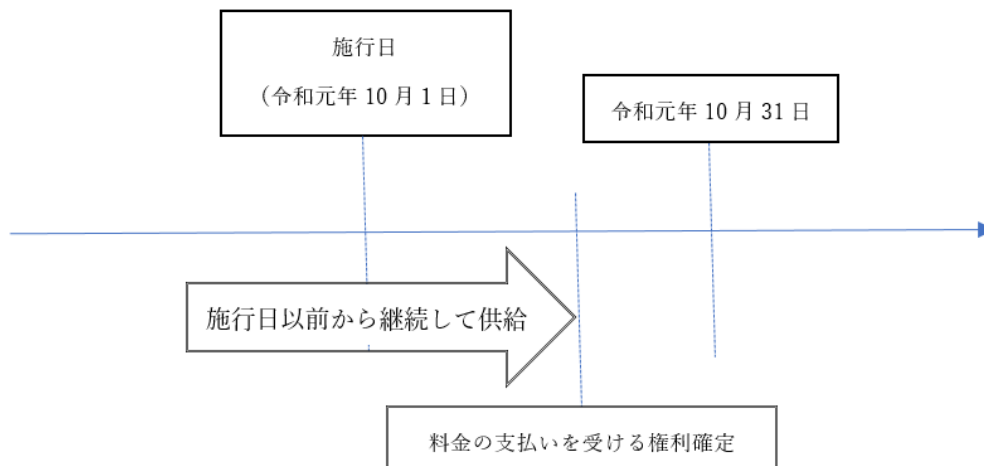
○ 電気料金等の税率等に関する経過措置

電気料金等について、下記の2つの要件を満たすときは、旧税率（8%）が適用されます。

- (1) 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等であること
- (2) 施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定すること（令和元年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）

この経過措置の対象となるのは、次に掲げる取引のうち、検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものです。

- ① 電気の供給
- ② ガスの供給
- ③ 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為
- ④ 電気通信役務の提供
- ⑤ 熱供給及び温泉の供給
- ⑥ 灯油の供給



「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、例えば、電気、ガス、水道水等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいいます。

#### 4. 経過措置の適用方法

消費税率変更に伴う経過措置については、その要件に該当した場合、必ずその適用を受けることとなり、原則的な消費税率の変更時期との選択適用は認められないため注意が必要です。

## 5. 参照

- ・ 税務通信 3565号 2019年07月22日
- ・ 国税庁HP  
「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】」  
「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】」

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。  
税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階  
TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898  
E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <https://www.epcs.co.jp>